長崎県雲仙市小浜町北野
字新切　三五四一番　一号及び二号
三五四〇番二　三号
三五三二番　四号
三五八一番三　七号
三五五八番　八号
三五六三番一　九号
三五六一番一　十号
字馬額　三五八八番　五号及び六号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
瀬ノ浦川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
長崎県対馬市上対馬町網代
字瀬ノ浦　五二三番から五二八番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
長崎県対馬市上対馬町網代
字瀬ノ浦　五二二番　一号から十一号まで
五二八番　十二号
五二九番　十三号から十五号まで
五三〇番一　十六号及び十七号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
土井浦川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷
字土井ノ浦　八六五五番二四及び八六五五番二五
八六五五番八九及び八六五五番九〇
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷
字土井ノ浦　八七二番一三　一号
八六五五番九　二号
八六五五番十五　三号から五号まで
八六五五番四七　六号
八六五五番二四　七号
八七二番一　八号及び九号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第千三号で指定した同号一に掲げる土地及び平成二十二年国土交通省告示第千四百二十八号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
長崎県長崎市蚊焼町
字長坂　二六八三番一　一号
二六七四番　四号
字橋川内　二六五一番　二号及び三号

○国土交通省告示第千百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年十一月二十七日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県村山市大字楯岡
字清水山外一八国有林
一一〇九林班い小班　一号から十四号まで及び二十七号
一一〇九林班ほ小班　一号から十五号から十七号まで
字滝ノ沢　七一六九番地先河川敷　十八号
字向原　七一七五番　十九号
字向原　六六九一番一　二十号
字苅場沢　七一九二番　二十一号
字向原　六六九四番　二十二号
六六九五番　二十三号
六六九四番一　二十四号
六六九八番一　二十五号
六六九五番　二十六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
姫ヶ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県東根市大字関山
字下悪戸　一〇五六番二　一号及び三号
一〇五五番　二号及び四号
字姫ヶ沢　一一三五番一　五号
一一三五番一九　六号
一一三五番二　七号及び八号
一一三七番二　九号
一一四〇番二地先水路敷　十号
一一四一番一　十一号
一一四三番五　十二号
一一四八番一　十三号から十五号まで
一一四八番一地先道路敷　十六号
一一五三番四　十七号
一一四七番一　十八号及び二十号
一一四七番九　十九号
一一四六番一　二十一号
一一四一番五　二十二号及び二十三号
一一三六番一　二十四号及び二十五号
一一三六番三　二十六号及び二十七号
一一三四番二　二十八号
一一三四番一〇　二十九号
一一四一番八地先道路敷　三十号
一一四一番二〇　三十一号
一一四一番二一　三十二号
一一〇五九番一　三十三号
一〇五七番一　三十四号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宇津野沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西村山郡朝日町大字上郷
字岩清水　四一〇番二　一号
四三七番　二号
四三六番　三号から五号まで
字狐塚　一八一六番一　六号
一八一八番四　七号
一八一八番一　八号
字俎板倉　一九〇八番一　九号及び十一号
一九〇八番一地先道路敷　十号
字行沢　一九〇七番一　十二号
字狐塚　一八二二番四　十三号
一八二二番三　十四号
一八二〇番四　十五号から十七号まで
一八二〇番一　十八号
一八二〇番二　十九号
六八二番二　二十号
六八四番三　二十一号
七一二番　二十二号
字柳清水　七一四番一　二十三号

○国土交通省告示第千百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年十一月二十七日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
光明寺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県呉市川尻町大見上五五二八番地内四等三角点寺田山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千一号で指定した光明寺川に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から三〇四度四六分二七秒　一九五三・八九九メートルの地点　一号
標柱一号から二九一度三分一八秒　八三・一九〇メートルの地点　二号
標柱二号から三三七度三分一七秒　一五九・〇〇六メートルの地点　三号
標柱三号から三五〇度五五分一七秒　四六七・八四六メートルの地点　四号